

四日市市告示第235号

四日市市介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所に勤務する介護支援専門員及び主任介護支援専門員の確保を図るため、事業者が、その事業所に勤務する介護支援専門員・主任介護支援専門員にかかる法定研修の費用を負担した場合に事業者に交付する介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者

イ 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者

ウ 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者

エ 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者

(2) 事業所 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所

イ 法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所

ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所

エ 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所

オ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う事業所

(3) 介護支援専門員 法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。

(4) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。

(5) 更新研修 法第69条の8第2項に規定する更新研修をいう。

(6) 主任介護支援専門員研修 省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。

(7) 主任介護支援専門員更新研修 省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に事業所を有する事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 補助対象事業者が有する市内の事業所で勤務する介護支援専門員(補助対象事業者が補助対象事業完了後も引き続き、市内の事業所において5年以上雇用する予定である者に限る。)が更新研修又は主任介護支援専門員研修のいずれかを受講し、修了する事業(補助対象事業者が当該研修の受講料を負担するものに限る。)

(2) 補助対象事業者が有する市内の事業所で勤務する主任介護支援専門員(補助対象事業者が補助対象事業完了後も引き続き、市内の事業所において5年以上雇用する予定である者に限る。)が主任介護支援専門員更新研修を受講し、修了する事業(補助対象事業者が当該研修の受講料を負担するものに限る。)

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業者が負担した補助金の交付を申請する年度内に実施した補助対象事業に係る受講料(他の補助金その他の収入が充当されている場合には当該額を控除した額とする。以下「受講料」という。)とする。

(補助金の交付等)

第6条 補助金の額は、受講料を上限として予算の定める範囲内で市長が定める。

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請に当たり、四日市市介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 四日市市介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金交付申請対象者個別票(第2号様式)

(2) 誓約書(第3号様式)

(3) 受講料の支払を証する書類の写し

(4) 補助対象事業における研修の修了を証する書類の写し

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受け、補助対象事業における研修を修了した者(以下「研修修了者」という。)が勤務する市内の事業所をその研修を修了した日から5年を経過する前に廃止したとき。
- (3) 研修修了者がその研修を修了した日から5年を経過する前に市外の事業所に異動し、当該研修修了者を雇用する事業者が有する市内の事業所における介護支援専門員又は主任介護支援専門員の数が減少したとき。
- (4) 研修修了者をその研修を修了した日から5年を経過する前に解雇したとき。

2 前項第2号から第4号までのいずれかに該当したことにより返還すべき補助金の額は、交付を受けた補助金の額から、当該額を5で除した額に研修修了者がその研修を修了した日から市内の事業所で勤務した年数(1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数)を乗じて得た額を控除した額とする。

3 補助金の交付を受けた者は、市長が第1項各号に該当するかを調査するために、状況報告又は関係書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第8条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(健康福祉部 介護保険課)

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）四日市市長

法人所在地
法人名称
代表者氏名

四日市市介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金交付申請書兼請求書

四日市市介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 四日市市介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金交付申請対象者個票（第2号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 受講料の支払いを証する書類の写し
※研修受講者の氏名、領収額、領収日及び領収印が記載されているものであり、宛名が補助対象事業者に限る。
- (4) 補助対象事業における研修の修了を証する書類の写し

	金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	フリガナ 口座名義人
振 込 先	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座 3 その他 ()		

第2号様式（第6条関係）

四日市市介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金交付申請対象者個票

対象者	フリガナ		勤務 開始日	年 月 日
	氏 名			
	勤務 事業所名		事業所 所在地	〒

研修名	
研修終了年月日	年 月 日
受講料	円

勤務証明書	対象者が上記事業所に勤務していることを証明します。
	年 月 日
	事業者（法人）名 _____ 代表者名 _____

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）四日市市長

法人所在地
法人名称
代表者氏名

誓 約 書

当法人は、四日市市介護支援専門員・主任介護支援専門員研修受講料補助金の交付の申請をするに当たり、下記の事項について、誓約します。

記

- 1 補助金の対象となる研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を市内の事業所で5年以上雇用します。
- 2 研修修了者が勤務する事業所の廃止又は研修修了者の市外の事業所への異動若しくは解雇した場合には、研修修了者の勤務年数に応じて補助金を返還します。